

三卷本『色葉字類抄』に収録された長疊字の性質について(一)

藤本 灯

はじめに

院政期に成立した三卷本『色葉字類抄』については、所収語彙の出典と位相をめぐり、各方面から地道な調査が進められている。本稿は、語彙調査の一環として、三卷本『色葉字類抄』疊字部中の「長疊字(漢字三字以上から成る熟語)」の存在を再確認し、本邦における当時の用例を掲げるものである。

1 目的

既に知られているように、三卷本『色葉字類抄』内部は二一部に分類されており、その一五番目にあたる疊字部には、漢字二字以上から成る熟語が収められている。疊字部の前半には音読の熟語、後半には訓読の熟語が置かれ、さ

らにそれぞれの末尾には「長疊字」の項目が設けられている。

疊字部に収められた漢字三字以上から成る熟語(長疊字として末尾に分類されないものも含む。後述)の総数は一一九語にのぼるが、従来の研究では長疊字をひとつのカテゴリとして扱うことが少なかったため、これらの語彙についてのまとまった調査は未だ存在せず、一、二の出典調査に止まっている。

そこで本稿では、第一に、長疊字を抽出して示し「注1」、第二に、これらの当時の使用状況を確かめ、その特徴や傾向を探ることを目的とする。

2 語彙一覽

以下に、疊字部中の長疊字「注2」を全て挙げる。

《凡例》

*三巻本『色葉字類抄』には前田本〔注3〕を使用し、前田本の欠
失する部分(タゝフ、ユゝシ)を黒川本〔注4〕で補った〔注5〕。
*抽出した語句に、整理番号1~119を付し、二巻本『色葉字類抄』
〔注6〕に存在するものを□で示した。

*語句の位置を、「イ音末」「ツ訓中」のような形式で示した。「イ
音末」は、該当語句がイ篇疊字部の音読語グループの末尾(長疊
字の正位置)に在ることを示し、「ツ訓中」は、ツ篇疊字部の訓
読語グループの末尾以外の箇所^に在ることを示す〔注7〕。

*異体字は可能な限り原形を保つよう配慮したが、差異が僅かな
ものは現行字体に改めた場合がある。

*差声されている語句の下に*を加え、声点の内容を〔注8〕に示
した。

*誤表記等は原文のままとした。ただし、「22王事靡盬」は「王事
靡盬」に改めた。

〔番号〕 位置 語句(注文(は改行)) 前田本(黒川本)所在

- 1 イ音末 有若亡(長疊字)* 上14才
- 2 一字千金(同) 上14才
- 3 一人當千 上14才
- 4 一搦手半 上14才
- 5 一生不犯 上14才

- 6 イ訓末 時勢粧(イマヤウ<スカタ) 上15才
- 7 八音末 反魂香(長疊字<ハンコムカウ)* 上34才
- 8 傍若無人 上34才
- 9 房室過度 上34才
- 10 万死一生 上34才
- 11 二音中 女御代(同) 上40才
- 12 二音末 人非人(長疊字) 上40才
- 13 之音中 長秋宮(同<チャウシウキウ)* 上69才
- 14 之音末 長大息(長疊字)* 上71才
- 15 知恩報恩 上71才
- 16 沈惑之(僻) 上71才
- 17 リ音末 理不盡(長疊字<リフシン) 上76才
- 18 利口覆國^{リコクフククニ} 上76才
- 19 フ訓末 被^{フホシタ}及^マ給^{ハレナク}哉(乞詞) 上85才
- 20 ワ音末 王高鳥(鳥名) 上90才
- 21 和光同塵^{ワクワニモイコトナシ} 上90才
- 22 ワ訓末 王事靡盬^{ワカクサマヘルヘン} 上90才
- 23 可被分給(乞詞) 上90才
- 24 カ音中 賢不肖^{カシコキアユス} 上110才
- 25 邯鄲步*^{カンタンホ} 上110才
- 26 強縁近習 上110才
- 27 カ訓中 可微力(カヒロク) 上111才
- 28 甲斐无(カヒナシ) 上111才

51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29
				フ音末	フ音末	フ音中	ク音末	ウ音末	ウ音中			ム音中	ツ訓末	ツ訓中		ソ音末		タ音末	タ音中	タ音中		ヨ音末
不思議	不得意	不知法	不知恩	不足言	不垂堂	不与状(同)	久修練行	有名無實	孟蘭盆(佛法部)ウラホン	無所能	無記性	無上道	無上道	荒世和世(長疊字)	伏手而(ツマサク)トリテ	増上慢	蠅娘返車(同)長疊	太皇太后(后妃部)	大臣家(長疊字)	堂童子(同)タウトウシ	欲益返損	与同罪(ヨウトウ)サイ
(中107ウ)	(中107ウ)	(中107ウ)	(中107ウ)	(中107ウ)	(中106ウ)	(中106ウ)	(中81ウ)	(中54オ)	(中53ウ)	(中45ウ)	(中45ウ)	(中45ウ)	(中28ウ)	(中28ウ)	(中19オ)	(中19オ)	(中10ウ)	(中10ウ)	(中10ウ)	(中9ウ)	上118オ	上118オ
74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52
	サ音末	ア訓中	ア音末	テ音中	エ訓末	エ音末	コ訓中	コ訓中	金剛不壞	故人早澆	興隆佛法	姑射山	御傍親	御齋会(法会分)	御齋会(神社分)靈異分	浮岩往来	不可思議	不退轉	不中用	不覺人	不可悅	不对面
造次顛佈*	桑田変(万年名)	暁之裏(アカツキ)カケテ	悪知識(長疊字)	朝来暮往	不可勝(エカタシ)可負也	妖不勝徳	心着無(コ)ロツキ(ナシ)	鴻才博覧	金剛不壞	故人早澆	興隆佛法	姑射山	御傍親	御齋会(法会分)	御齋会(神社分)靈異分	浮岩往来	不可思議	不退轉	不中用	不覺人	不可悅	不对面
下53ウ	下53ウ	下40オ	下39ウ	下23オ	下18オ	下17ウ	下12ウ	下12ウ	下12ウ	下12ウ	下12ウ	下12ウ	下12ウ	下10ウ	下10オ	(中107ウ)	(中107ウ)	(中107ウ)	(中107ウ)	(中107ウ)	(中107ウ)	(中107ウ)

《表A》「長疊字」語数―二巻本・三巻本

三巻本	二巻本		三巻本	二巻本		三巻本	二巻本		三巻本	二巻本	
3	0	サ	0	0	キ	4	2	ワ	6	2	イ
2	0	キ	0	0	ノ	5	1	カ	0	0	ロ
0	0	ユ	0	0	オ	2	1	ヨ	4	2	ハ
1	0	メ	1	0	ク	4	0	タ	2	1	ニ
3	0	ミ	0	0	ヤ	0	0	レ	0	0	ホ
24	7	シ	0	0	マ	2	0	ソ	0	0	ヘ
0	0	エ	0	1	ケ	2	2	ツ	0	0	ト
5	0	ヒ	14	3	フ	0	0	ネ	4	1	チ
0	0	モ	9	2	コ	0	0	ナ	2	1	リ
7	0	セ	2	1	エ	0	0	ラ	0	0	ヌ
2	1	ス	1	0	テ	3	1	ム	0	0	ル
119	30	計	2	0	ア	2	1	ウ	1	0	ヲ

以上、計一一九語が、三巻本『色葉字類抄』疊字部に収められた長疊字の全てである〔注9〕。頭音別語数を二巻本と併せて示すと《表A》のごとくである。(ただし、二巻本については見出し語の有無のみを問題としているため、注文等の要素は必ずしも一致しない。また、三巻本で力篇に収録されている「24賢不肖」は二巻本ではケ篇に見え、二巻本・シ篇の七例には二巻本のみに見える「自今以後」の

語が含まれている〔注10〕。二巻本・ツ篇の「状而(トマサクトリテ)」は三巻本の「37伏手而(ツマサク<トリテ)」と同定し、表に計上した。

これを見ると、二巻本から三巻本への改訂作業においては、「自今以後」一語の出入りを除けば、新たに九〇語が追加されたことが分かる。構成字数別の変化を左に示す。

	二巻本語数	三巻本語数
三字	24	64
四字	4 (5)	52
五字	1	2
六字	0	1

三字、四字から構成される語(以下、三字熟語、四字熟語)は各々四〇語以上の増補が認められるが、特に、二巻本では殆ど採録されていなかった四字熟語が三巻本に至るまでに大幅に増補されていることには注目すべきである。四字熟語の大半は故事等の成句であるため、使用範囲がより限定されることは明らかである。四字熟語の増補は、三巻本『色葉字類抄』に至る質的变化の様子を如実に表す要素と成り得るだろう〔注11〕。

次に、語数にも関わる問題であるが、三巻本『色葉字類

抄』における長疊字の排列の乱れについて言及しておきたい。まず、音訓配置の乱れは、

ワ訓末「22王事靡盬」
ワシモロイトシ

カ音末「24賢不肖」
カシキニキニク

キ音末「77狐借虎威」

の三例に見られる。これらはそれぞれワ音末、カ訓末、キ訓末に配されるべきものである。特に「賢不肖」は二巻本『色葉字類抄』と二巻本『世俗字類抄』においてはケ篇に収録されていた語であるから、音読とするならそのままケ篇に残すべきであろう。また一方では、「無」「不」「非」を冠する語をはじめとして、所屬する音訓を無批判に当時通行の音訓と結び付けるようなことを避けなければならぬものもあり、検索の便を考えれば、語句の読み方を決定する頭音の配置が現実の読みに即していないことは甚だ不都合であると言える〔注12〕。

二字熟語と長疊字の位置関係についても不整備が見られる。二巻本から三巻本への増補作業の一環として、疊字部中の音読語に意義分類が施され、語句の並びが整備されたことは既に知られるところである〔注13〕。その結果、疊字部では原則として漢字字数の少ない語句から順に並べられるようになったと考えられるが、字数排列と意義分類では後者が優先されたために、三字以上の熟語でも末尾以外に示されるといふ場合が生じている。無論、意義分類による

排列が徹底されていれば、二字熟語と三字以上の熟語が入り乱れている状況も直ちに不整備と見做すことはできない。しかし、直接「長疊字」と注される語句の少ないことに加え、意義分類における部や分の排列の不徹底が長疊字にも及んでいることから〔注14〕、結果として、どの語句を長疊字として認定すべきかという点に疑問を残す形となった。

先に示した語彙一覧は、筆者が便宜的に長疊字と称した語句を掲げたものであつて〔注2〕、『色葉字類抄』編纂者が「長疊字」として認識していたものとは異なるものである。

前述のように、三巻本『色葉字類抄』中で実際に「長疊字」と注される語句は僅かであり、一グループとしての長疊字語彙を完全に再現することは難しい。例えば、四字く六字熟語の全てと、疊字部中の意義分類に属さず音読語・訓読語末尾に配された三字熟語〔注15〕を「長疊字」と想定したとしても、左の例等、認定の難しい語が残る〔注16〕。

カ訓中「27可微力(カヒロク)」

カ訓中「28甲斐无(カヒナシ)」

このような事情もあり、本稿では、編纂者の意図した「長疊字」を漏れなく含む語彙の集合として、三字以上の熟語を全て取り上げることとした。なお、三巻本『色葉字類抄』中には疊字部以外にも三字以上の熟語が多数存在するが、疊字部中の長疊字に比して意義用法の明確なものが多い〔注17〕。

3 用例

長量字 1 ～ 119 について、およそ一一世紀～一三世紀初に日本で著された書物を対象に用例調査を行った。

以下に、調査の結果得られた用例を、語句の整理番号順に挙げる。

《凡例》

*漢字文字列が完全に、或いは概ね一致する語彙を抽出し、前後の文脈を示した。

*表記は原則として使用した文献の本文、データベースに従ったが、現行字体に改めた場合がある。

*訓点等の注記は全て省略した。

*資料は五十音順に掲げた。

*ある語句について、同じ文献中に複数の用例が求められた場合、

任意の一例を以て代表とした。また、およその用例数を「*全
□例」の形で付した。

*「平安遺文」「古文書」(東京大学史料編纂所平安遺文・古文書フルテキストデータベース使用)は、西暦一〇〇〇～一二〇〇年の記事に限定して検索を行った。

*本稿の調査対象範囲外の資料について、「日本国語大辞典〔第二版〕」掲載の用例出典名を、語句の下に()で示した。(略称

は「日本国語大辞典」に準じる。ただし、一四世紀以前に本邦で著されたものに限る)。

「1有若亡」

○是職事等、有若亡之所致也、外記又不驚申歟(玉葉治承三年一月二二日)*全三八例

○自本疲極之上尻左足内股突損并背泥如甚有若亡也(高山寺本古往來 249)

○辰剋許入滅、申剋許蘇生、其後有若亡云々(小右記寛弘五年七月七日)*全五例

○□万事其身有若亡、不致押沙汰之趣候(東大寺文書 12-122)保元三年九月一日)

○勘責之間、本寺材木不採進、已有若亡也(東南院文書七ノ七天喜四年閏三月二六日)*全二例

○離住山之本寺有若亡(根來要書下仁安三年二月)

○心續節傾有若亡(本朝無題詩174-08)

○幼少失両眼、十餘隔二恩。身已有若亡、人間既非可求名利(本朝文粹卷一三・願文上 405-1)

「2一字千金」(江吏部集)

○一字千金德馨難忘題抄擬作(雲州往來 22 才 2)

○一字千金 不知報方(和泉往來 55)

○被見一字 如得千金(和泉往來 113)

○「字千金」(世俗諺文)

○三掃五戒、薰戒香而答恩、一字千金、思金容而謝德(本朝文粹)

卷一四・諷誦文(43-5)

「3 一人當千」(將門起)(平家)

○頗可謂一人當千坎(雲州往來ふひオ)

「4 一搯手半」(扶桑略記)(平家)

○壬寅、終日雨降、此日公家供養白檀釈迦三尊(一搯手半、仏師法眼院慶造之)(玉葉安元三年七月五日)

○一搯手半ノ地藏ヲ造リ奉テケリ(今昔物語集④ 518)

○奉造一搯手半如意輪觀音(小右記永延元年二月一日)

○音像各一鉢(釈迦八寸觀音)一搯手半三昧堂本仏)皆金色阿弥陀如来像一軀(用八尺)(法隆寺文書九)天承二年一月一日)

「5 一生不犯」(吾妻鏡)(宇治拾遺)(古今書聞卷)

○其ノ外ニハ一生不犯ノ僧ナレドモ入ル事無シ(今昔物語集③ 135-9)

「6 時勢粧」

○天寶年中の時勢粧は(白氏文集天永四年点卷三140)*全三例

「7 反魂香」

○反魂の香は夫人の魂を反す(白氏文集天永四年点卷三191)

「8 傍若無人」(中右記)

○其条一切不然、只依為傍若無人、当其仁云云者(玉葉寿永三年二月一九日)*全二例

○傍若無人(世俗諺文)

「9 房室過度」

「10 万死一生」(續日本紀)(山槐記)(金乃比羅本保元)

○癸丑、自今夜受重病、万死一生、寸白所為也(玉葉寿永二年八月二日)*全八例

○或云、万死一生云々、若未死歟(小右記治安三年五月七日)*全一九例

○故本師快賢大徳沈病床、及万死一生之時、私領乃田地書別豆(長谷場文書永曆二年三月)

○但延枝死去之後、正友臥病床万死一生之刻、延枝妻隱夜且擧取口宅(法隆寺文書九)天治二年八月二九日)

「11 女御代」(江家次第)

○次女御代參入之後、節下就節旗、仰行鼓(玉葉寿永元年一〇月二二日)*全二例

○依臨暗女御代不立車輦退帰(小右記長和元年閏一〇月二七日)*全五例

○又川原女御代立車处(御堂関白記)長和元年閏一〇月二七日*全六例

「12人非人」(往生要集)歌木奇歌集(無名抄)(平家)

○あはれの~~人非人~~やとこそまうさまほしくこそありしかとこそたまふけれ(大鏡1163)

○早可在勅定之由、而於院人非人等集居評定者、可及贖銅敷云々(玉葉元暦元年八月一日)

「13長秋宮」(西宮記)富野本平家)

○今日月卿雲客可參會長秋宮云々(雲州往来166ウ) 〇雖有旧難、此事無謂、后宮即以長秋宮為号、称秋宮、此謂也(玉葉)正治二年六月二八日)

○彼蓬萊洞之花非不芳(久遠寺本では「花悲不芳」、真福寺弘安三年本では「花非不芳」)、素意久期七覺、長秋宮之月非不潔、宿望偏在三明(本朝文粹卷一四・願文下419)

「14長大息」

○費民力盡人功。可長大息(朝野群載63)

○余每歷此路見此事、莫未嘗為之長大息(久遠寺本では「長大息」、靜嘉堂文庫本では「長大息」)矣(本朝文粹卷九・詩序1238-10)

「15知恩報恩」(菅家文章)

「16沈惑之僻」

「17理不盡」(類聚國史)

○件吳業田事、可依中古以後例之由、下知已了、但猶理不~~尽~~者、新府(匡房卿)御下向之日、可訴申敷(内閣文庫所藏觀世音寺文書 永長二年七月一六日)

○答。至于称上符理不~~尽~~。公式令下司申解衆說者云(新訂增補国史大系(政事要略卷八二)寛弘二年九月六日)*全二例

○但猶理不~~尽~~者、新府御下向之日、可訴申敷(東大寺文書 522A 永長二年七月一六日)

○猶理不~~尽~~者、彼時可被申也(守屋孝藏氏所藏文書寛仁五年三月二二日)

「18利口覆國」

「19被及給哉」
○以縱容次申成被~~恩~~及~~給~~者甚以所望也(高山寺本古往来283)

○其中足駿侍矣撰上中之上馬兩三疋被及~~給~~者取所望也(高山寺本古往来340)

「20王高鳥」*カ篤動物部「鳥」の注文に「王高鳥」

「21和光同塵」(秘藏宝鏡)(平家)
○唯一一乘之雨、宜洗和光同塵之汚(阿波八銚神社文書長寛元年九月二五日)

○当社者推古天皇丑之年、和光同塵垂跡以降、星霜歲重(芸藩通志)

一八 嚴島神社文書(仁安三年一月)

○雖無上菩提之願、非大明神、和光同塵之利益者、難遂其願歟(玉葉元曆元年九月二三日)

〔22 王事靡盬〕(平造 * 毛篇辭字部「盬」の注文に「王事无一也」)

○王事靡盬(世俗諺文)

○聖教未傳、或專誠於求法之年、王事靡盬、或委命於入觀之節(本朝文粹卷九・詩序 1252-8) * 全三例

〔23 可被分給〕

〔24 賢不肖〕(吾妻鏡(正法眼藏))

〔25 邯鄲步〕

〔26 強縁近習〕 * 力篇量字部「強縁(近習分)」

〔27 可微力〕

〔28 甲斐无〕

○後ニ悔ルニ甲斐無シ(今昔物語集① 50-2) * 全八四例

〔29 与同罪〕(續日本紀(律)三代格)

○不存勲功者、須与同罪、遣官軍令征伐(玉葉文治四年二月一四日)

○官司知而不禁者、亦与同罪者(内閣文庫所藏撰津国古文書嘉承元年五月二九日)

○官司知而不禁者、亦与同罪者(東大寺文書 5-140)嘉承元年五月二九日)

○注進父母師主所縁等、知不録与同罪(書陵部所藏壬生家古文書保元二年三月一七日)

〔30 欲益返損〕

〔31 堂童子〕(靈異記(延喜式)左雜記)侍中群要(采花)

○長治元年六月一日堂童子延国(石崎直矢氏所藏文書長治元年六月一日)

○午時許參入堂童子不足請僧又有辞状(雲州往来 39 才 4)

○八斗堂童子四人料(内閣文庫所藏觀世音寺文書康治二年二月)

○十石六斗二升堂童子三人料(書陵部所藏祈雨法御書建久二年五月裏文書平安院政期)

○然間今日堂童子員數滿了云々(玉葉文治二年五月二五日) * 全一三〇例

三〇例

○堂童子各二人着(後一條師通記(寛治六年五月二日) * 全三四例

○只、堂童子トテ俗ナム入テ仏供・灯明奉ル(今昔物語集③ 66-8) * 全二例

○被置檢校別当五僧十僧、并又堂司堂童子等、各成其務(法隆寺所藏金堂日記承暦二年一〇月八日)

○堂童子只二人參入者(小右記(万寿二年一〇月二三日) * 全七九例

○堂童子四人料(東大寺文書 5-176)康治二年二月) * 全二例

○堂童子四人左右着座(中右記(長治元年八月一日) * 全五二例

○行幸供奉。諸社祭役。御齋會堂童子(朝野群載 16) * 全四例

○一請彼裁定藤并幹高打損大仏殿堂童子、秦逆光丸并所奪取雜物(保

阪潤治氏所藏文書寛弘九年八月二七日)

○御前堂童子今一人遷參(御堂関白記)長和二年八月一九日)*全一五例

「32大臣家」

(九應(宇津保)(江家次巻(平季

*「平安遺文」中の「太政大臣家」「左大臣家」「右

大臣家」「内大臣家」に準じる例は省いた。

○又兼日無廻見大臣家の儀云々(玉葉安元二年二月二六日)*全二五例

○大臣家中可着宿裝束云々(後二條師通記)寛治四年二月一六日)*全四例

○去二日大臣家令叙位例勘文(小右記)治安三年一月五日)*全二八例

○史盛忠仁王會僧名持來大臣家中(中右記)承德二年八月一八日)*全四例

○被仰云、昔大臣家行幸恒事、而汝家有馬場(御堂関白記)寛弘三年八月二九日)*全四例

「33太皇太后」

○太皇太后權亮源道時朝臣(石清水文書)420自承暦元年至治暦四年)*全三例

○贈太政大臣冬嗣の大臣は太皇太后順子の御父文徳天皇の御祖父(大鏡2014)*全七例

○太皇太后宮權亮源朝臣(花押)(神田孝平氏所藏文書)天永三年一〇月)

○天曆八年正月八日、依太皇太后御事延引(玉葉)治承五年正月五日)*全一一例

○而太皇太后依被參石山寺之經營方政暫以遷引其期已近々也(高山寺本古往来90)

○同車參太皇太后宮(藤原遵子)御説経結願(小右記)長和三年二月九日)*全一八例、「太皇太后」一一四例

○名例律云。称乘輿者。太皇太后。皇太后。皇后並同(新訂增補国史大系(政事要略卷七〇)寛弘六年二月八日)*全二例

○太皇太后(朝野群載33)*全四例

○太皇太后宮權大進兼大介平朝臣(東大寺文書)1011永暦元年五月二日)*全三例

○伏惟、先太皇太后(久遠寺本では「皇太后、寛永六
年刊古活字本では「天皇太后」)、大慈在情、撫万姓於一子、碩德被物、頌十善於四瀛(本朝文粹卷一四・願文下4184)

○十四日、丁丑、太皇太后宮賀茂使敦親有触穢云々(御堂関白記)仁二年四月一四日)*全七例、「太皇太后」一一二例

○永萬元年二月廿四日太皇太后宮亮兼大介平朝臣(在判)(書陵部所藏壬生家古文書永萬元年二月二四日)

○応停太皇太后宮職為陽明門院事(新訂增補国史大系(類聚符宣抄卷四)治暦五年二月一七日)*全六例

「34 蟻娘返車」

○蟻娘返車(世俗諺文)

「35 増上慢」(往生要集)十訓抄(正法眼藏)日蓮遺文

「36 狙公賦杼」(十卷本和名抄)

*ト篇植物部「杼」の注文に「狙公賦」

「37 伏手而」

「38 荒世和世秋」(「荒世和世」江家次第)

「39 無上道」(靈異記)編智院本三寶慈(金刀比羅本保元)

○何ヲ以テカ座トシテ無上道ヲ成給ケム(今昔物語集① 264) *

全五例

○其レニ無上道ノ心ヲ發サシム(大慈恩寺三藏法師傳卷七 247)

○又上人偏住無上道所修之行業(根来要書中保延二年六月)

○心在無上道、佛界何不垂慈悲(本朝文粹卷二三・願文上 405-2)

「40 無記性」(法相二卷抄)

「41 無所能」(中右記)

「42 孟蘭盆」(統日本紀)梵譯本沙石集)

○甲寅、天陰不雨、諸寺孟蘭盆如何(玉葉文治三年七月一日) *

全八例

○十五日、戊午、晴、於法成寺有孟蘭盆事(後二條師通記)永保三

年七月一日)

年七月一日)

○十四日、丁亥、孟蘭盆供如何(小右記)正曆元年七月一日) * 全三例

○一修正并孟蘭盆講事右(井坊文書保延七年二月二五日)

○為孟蘭盆善根、奉写法花一品經(大泉坊文書)治承二年七月一日)

○十五日、早且行向一條堂、修孟蘭盆講中右記(承德二年七月一日) * 全三例

日) * 全三例

○孟蘭盆講自恣布薩、奥院掃除等(野山文書又統宝簡集一〇二)永

曆元年六月二五日)

「43 有名無實」(宝生院文書)

○有名無實、何如之哉、以何為依怙哉(興福寺本信円筆因明四相違

裏文書嘉応二年四月)

○猶慙箕裘之拙所謂有名無實者也(雲州往来 20ウ)

○為彼神事有名無實之由訴申之(河上神社文書)保二年三月二三日)

○不中用地之故、所作地利有名無實也(紀伊統風土記附録一栗栖

氏文書)承安四年二月) * 全二例

○而見在之勢、僅千騎、有名無實之風聞、以之可察歟(玉葉)寿永

二年七月二日)

○而中古以來見孝正稅有名無實(『朝野群載抄』所收文書)永久四

年一〇月)

○誠為有名無實之御庄也(陽明文庫所藏兵範記)仁安二年夏卷裏文

年一〇月)

書長寛二年七月)

○其鳴實調、鹿皮一百餘領、更無別物。可謂有_名无_實、多損少益(本朝文粹卷四・論奏 955)

〔44 久修練行〕(正法眼藏)

○皆是君子王孫之貴種、久修練行之耆德也(明王院文書仁平二年一月二日)

〔45 不与状〕(令義解(広隆寺文書(九應(中右記)

○不与状大略披閱(雲州往来 52 才也) *全三例

○国司交替之日、新載不与状(小野宮年中行事(大日本史料 2 編 1 冊 p.330) 寛弘九年四月二三日)

○但叙位当日於陣被下不与状之例、天永二年只一度有之(玉葉承安五年正月二日) *全五例

○伯耆不与状仰付大外記頼隆真人(小右記) 万寿二年三月一七日) *全一六例

〔46 不垂堂〕 ↓ 75 参照

〔47 不足言〕(高野山文書) 明月記

○申皆参之由、今又申此由、不足言也(玉葉承安二年一〇月二九日) *全一二九例

○為自今以後希有不足言事也(後一條師通記) 寛治六年五月二日) *全六例

○宰相來語次云、季御說經極不足言(小右記寛仁二年二月二七日) *全四三例

○但保安四年以往合文頼經不進上之、不足言事也(醍醐雜事記 一 二) 天承元年二月三日)

○為彼住人等令称自由之条、不足言也(東大寺文書 11-261) 正治元年)

○不足言、不足嘲。共恥白物之入青雲(本朝文粹卷一(静嘉堂文庫藏本)・雜詩 0338)

〔48 不知恩〕

○人而不知恩、何異禽獸哉(玉葉文治四年正月七日) *全二例

〔49 不知法〕

○弁雅座主、於中堂修七仏薬師法云々、不知法深奥、輒就御請修之、為法尤聊爾也(玉葉建久九年正月一日) *全四例

○院宮王臣家雜色等、不知法之所拘。偏從心之所欲(新訂增補園史大系(新抄格勅符抄卷一〇) 長保三年閏二月八日)

〔50 不得意〕

○次第頗違乱云々、实不得意之次第也(玉葉承安四年二月二三日)

○殿下午立被候入北步、件人々不得意云々(後一條師通記) 寛治四年十一月二七日) *全二例

○不得意之人申被平復之由(小右記) 長和元年六月一六日) *全三一例

○右次將頗不得意事敷(中右記康和五年一月一四日)*全二例
○定知、表我朝無人也。竊以不得意人、所陳宜然(本朝文粹卷一
三・願文上 411-19) *全二例

〔51 不思議〕(靈異記(梁塵秘抄)(方丈記(平松家本平家采沢本沙石集)

○而不及大事之条、實不思議也(玉葉元曆元年一〇月一日)*全七
例

○仏ノ御音ノ不思議ナル事ヲ弥ヨ信仰シテ頂礼シ奉ケリトナム語
〔リ伝〕ヘタルトヤ(今昔物語集① 2125) *全二八例

○佛ハ不思議智ト申スモノ、具シ給テ、其智恵ニヨリテ衆生ノ罪
業ヲホロホシテ、極樂ニ往生セシメ給ナリ(法華百座聞書抄ウ 396)
(ほかウ 398・ウ 402に「不思議智」)

〔52 不对面〕

○申刻、南方有火事、頗雖騒動、即打滅了、此間二位中将来、依
物騒不对面(玉葉治承四年一〇月二日)*全三例

○参内未帰之間、不对面云々、仍里第可遣也(後二條師通記(寛治
三年二月二日)*全三例

○中宮大夫病後初被来、依物忌不对面、仍被候官方云々(御堂関白
記長和二年六月一〇日)*全四例

〔53 不可悦〕

〔54 不覺人〕

○親能云、可進申之由ハ不承云々、事体頗似無四度解敷、責件男、
不覺人也云々(玉葉寿永三年二月一日)

○汝ハ人ニモ非ズ、不覺人ニコソ有ケレ(今昔物語集④ 423)
○引不覺人之例所誇難如何(小右記長和元年五月二日)

〔55 不中用〕(左経記(愚管抄(文机歌)

○□□□不中用物候也(『永昌記』紙背文書平安院政期)

○長徳三年正月一日焼損不中用(九条家本延喜式裏文書長元三
年)*全一例

○且又為洪水深底水損第一、不中用地之故、所作地利有名無実也
(紀伊統風土記附録一栗栖氏文書承安四年二月)*全二例

○後聞、頭弁日、刑部卿於鞠者、不中用人敷、万人大咲云々(玉葉
安元二年三月五日)

○悪米者不中用物也(小右記長元三年九月三日)*全二例
○木已不中用(東南院文書二ノ三長元八年一月二日)*全二例

〔56 不退轉〕

○一生ノ間、不退轉ノ位ヲ期シテ(今昔物語集② 573) *全二例
○然而恒例仏事、于今不退轉、又堂塔僧房未令破壞(醍醐雜事記

一一二康治元年一〇月一四日)
○安置九輻兩界曼荼羅於当山、勤修一山同心於不退轉行法(根来
要書下寿永三年二月)

「57 不可思議」(勝鬘經疏(七)起(愚管抄)(古今著聞集)

○退出之条、不可思議未會有之由、令仰含了(石清水文書 2-109)
永曆元年五月七日)

○今日定經之外、他職事一切不參、尤奇怪不可思議事也(玉葉文
治三年一二月四日)*全六例

○其故者御功德不可思議矣(後二條師通記康和元年六月七日)*全
三例

○然レバ、出家ノ功德不可思議也トナム語り伝タルトヤ(今昔物
語集① 641-5)*全二〇例

○體ハ具相ニ均シ(クシテ)思議(ス)可(カラ)不(大慈恩寺三藏法
師傳卷七 83)

○先師入壇時、同之、不可思議、不可思議(醍醐寺文書 1-149)康
治二年一〇月二七日)

○今奉掘出、誠雖未代不可思議事也(中右記)永長元年五月二三日)
*全五例

○子細難盡紙上、今口逐電不可思議言語道断事候(石山寺所藏儀
法記紙背文書(平安院政期)

○藏人保房凡不領知由訴申云云、不可思議事也(東南院文書五)
一四長承二年一二月一七日)

○伴有直巧謀叛、致狼藉之条、不可思議、言語道断事也(陽明文
庫所藏兵範記仁安二年一〇・一一月卷裏文書(応保三年三月)

○然者、法華經ハタ、首題ノ名字ヲヨミタテマツルニ不可思議ノ
德ニ御ス經ナリ。何況ヤ(法華百座聞書抄才 119)

○問釋迦文。聞無盡意。觀音弘誓。不可思議(本朝文粹卷 111・
銘 369-6)*全二例

「58 浮右往来」

「59 御靈會」(三代美祿(東大寺文書(榮花)

○御靈會祭の料として錢幣こめなとこひの、しりて(大鏡 205-7)
○辛亥、天晴、今日祇園御靈會也(玉葉承安二年六月一四日)*全
三〇例

○謹言 御靈會誠 樂從明後日被始之由云々(高山寺本古往来 150)
○今日此ノ郷ノ御靈會ニヤ有ラム(今昔物語集⑥ 209-16)

○昨花園今宮御靈會始行(小右記)長和四年六月二六日)*全六例
○是今日鳥羽城南寺明神御靈會也(中右記)康和四年九月二〇日)*
全九例

○京師衆庶行御靈會。件年々天下不靜(朝野群載 433)

「60 御齋會」(万葉(西大寺資料疏記體(榮花(富野本平家

○於八省大極殿、被修御齋會(赤星鉄馬氏所藏文書)長保六年一
月一九日)*全二例

○同二年正月十四日御齋會結願之次(石清水文書 5-45)長寛元年七
月一〇日)

○今日御齋會之始也(雲州往来 27ウ 6)

○ならかたの僧を講師として御齋會をこなはしむ(大鏡 196-6)
○陰晴不定、時々雨降、御齋會始(玉葉)正治三年正月八日)*全九

五例

○何況去年新制維摩・御齋會・最勝會等、如法可被行（尊經閣所藏興福寺牒狀所收保元三年七月）

○依風氣而御齋會不能參仕（後二條師通記）寛治七年一月八日）*全二六例

○大極殿ニシテ御齋會ヲバ被始行タル也ケリ（今昔物語集③106-9）*全六例

○可准御齋會之宣旨前日下了（小右記治安二年一〇月一三日）*全四二例

○御齋會・後七日御修法事（醍醐寺文書 11-117）〔長曆二年〕正月五日）

○申時許殿下參御齋會給中右記長治元年一月八日）*全四〇例

○行幸供奉。諸社祭役。御齋會堂童子（朝野群載 196）*全六例

○十四日、參御齋會（東寺百合文書 1-159 治承三年）*全一九例

○一大仏殿御齋會料田文書（東大寺文書 9-225）（文治・建久年間）

○況乎寺家本願國忌御齋會（保阪潤治氏所藏文書寛弘九年八月二七日）

○右御齋會布施（東大寺圖書館藏法華論義抄裏文書安元三年一月一七日）

○今卅九日齋會、奉圖金剛界成身會曼荼羅一鋪、奉寫金字妙法蓮華經一部八卷、無量義經、普賢經、轉女成佛經、阿弥陀經、尊勝陀羅尼、般若心經各一卷、便於法性寺道場、敬奉供養（本朝文粹卷一四・願文下 420-14）*全四例

○衆僧參上、講師參入、如御齋會儀、堂童子大夫八人着座（御堂閣白記長和元年一〇月六日）*全二〇例

○就中八省御齋會者、君臣之道与天地共久（書陵部所藏壬生家古文書治承二年七月一八日）

〔61 御傍親〕

○仍余已下御傍親及旧臣等、各宮一卷、供養八軸、導師公雅律師、余依神今食散齋、不行向、最遺恨也（玉葉建久四年一二月五日）*全二例

○入道相府・関白被候御所、又御傍親卿相祇候云々（小右記寛仁四年九月二〇日）*全二八例

○御傍親大納言以上皆誦經云々（中右記寛治七年一二月二九日）

○此外傍親列祖之善根徳本、不違稱計（本朝文粹卷一三・願文上 403-21）

○院司御傍親上卿等奉仕（御堂閣白記寛弘元年五月二日）

〔62 姑射山〕（東大寺統要録）
○富春秋而養志、訪仙遊於姑射、尋水石而関心（玉葉仁安三年二月二九日）*ほか「射山」九例

○問道於藐姑射之山（小右記長和五年二月一四日）

○射山多歲倦微宦（本朝無題詩 214-07）
○姑射山之上、送八十年之春風、功德林之中、迎四八相之秋月（本朝文粹卷一四・願文下 412-6）*全三例

〔63 興隆佛法〕〔古事類〕〔香妻總〕

○補彼寺之講師以來、專致興隆佛法之精勤（石清水文書 2-120/元曆元年一月二四日）

○担任寺司以後、建立堂舎興隆佛法、偏勵微力也（榮山寺文書承徳二年八月一五日）

○可興隆佛法之由（高山寺文書（元曆二年））

○是為扶持伽藍、興隆佛法也（尊經閣所藏興福寺牒狀所收保元三年七月）

○比較山受ケ伝ヘテ、佛法興隆ノ志ニ深シ（今昔物語集③ 754）

○鎮護國家之御願、興隆佛法之洪基也（勝尾寺文書天仁二年一月九日）

○而殊為興隆佛法、限永代所寄進彼寺領也（神護寺文書壽永三年四月八日）*全三例

○有住僧、名円老房、興隆佛法、為法界衆生（台明寺文書天承元年九月一七日）*全二例

○且為鎮護國家、且為興隆佛法、草創當伽藍（東大寺文書 1-56 天元元年八月）*全三例

○抑件會者、本願聖皇為興隆佛法鎮護國家、新下勅宣（東南院文書七ノ六天喜二年二月二三日）

○興隆佛法、守護師迹（根來要書中保延二年六月）*全二例

○勝鬘維摩三部經王、是偏為寺家興隆佛法也（法隆寺文書九天承

二年一月一四日）

○興隆佛法、誓護國家。功德無邊、善根无量。謹請処分（本朝文粹卷五・奏狀上 147-23）*全二例

〔64 故人早澆〕

〔65 金剛不壞〕〔觀智院本三宅繪（榮花）

○瑩玉鉢於金剛不壞之色（阿波八銚神社文書長寛元年九月二五日）

〔66 鴻才博覽〕

〔67 心着無〕

○男聞クニ、思ヒニ違テ、少シ心月無キ様也（今昔物語集⑤ 428-4）*全二例

*全二例

〔68 妖不勝徳〕〔十訓抄〕

〔69 不可勝〕*「不可勝計」「不可勝數」等の形では頻出

〔70 朝來暮往〕

○沾与他人、或朝來暮往之民、以郡司所領地沾却（嚴島野坂文書 応徳二年三月一六日）

○「朝暮往來人不絶」（本朝無題詩 507-077）

〔71 惡知識〕〔類戒論（日蓮遺文）

〔72 晝之裏〕

〔73 桑田変〕

〔74 造次顛佈〕

○凡造次顛沛乃業術者只仰神恩（石清水文書 126 久安二年四月一日）

○行住坐臥事三宝。造次顛沛如一乘（新訂增補国史大系（政事要略卷二九）（寛弘二年一〇月一九日））

○因茲雖趨朝廷、雖居私廬、發菩提心、擬道場觀、行住坐臥、事三宝、造次顛沛、掃一乘（本朝文粹卷一三・願文上 403-14）

〔75 糟糠妻不垂堂〕

○糟糠妻不垂堂（世俗諺文）

〔76 牛馬走〕

○三月廿九日 牛馬走 謹上 宮内卿殿（雲州往来 37 才 9）*全二例

○余是羈旅之卒（久遠寺本では「卒」ナシ、正保五年跋版本では「卒」アリ）、牛馬之走。初尋寺次逢僧（本朝文粹卷一〇・詩序 282-5）

○牛馬走以言、再拜頓首白。辱賜書、慰誨勤々（本朝文粹卷七・書狀 191-1）

〔77 狐借虎威〕

○天竺狐借虎威、被責發菩提心語第二十一（今昔物語集 ① 450-11）

○此ノ狐、彼ノ虎ノ威ヲ借テ、諸ノ獸ヲ恐シケリ（今昔物語集 ① 421-1）

〔78 明月峽〕

○狐假虎威近代事也（小右記万寿元年一月一七日）

〔78 明月峽〕（和漢朗詠）（海道記）

○明月峽（雲州往来 55 ウ 2）

○明月峽因不足論（本朝無題詩 511-02）

〔79 明後日〕（名勝記）

○昨日新少将相語云明後日雲上人々尋花林下可成蹴鞠之興云々（雲州往来 1ウ 9）

○己亥、天晴、今日只一度浴、明後日、為上浴也（玉葉治承四年六月一八日）*全二〇例

○謹言 御靈會誠 樂從明後日被始之由云々（高山寺本古往来 10）*全二例

○明後日廿七日出車事、謹承候了（国立歴史民俗博物館所藏高山寺文書平安院政期）

○殿下明後日僧綱引參（後二條師通記）応徳三年一〇月一四日）*全八例

○明後日可罷立也（大治二年書写史記孝帝本紀裏文書大治二年一月九日）

○明後日參入可承（小右記）万寿三年一月一七日）*全一八一例

○明後日臨時有奉幣賀茂社（中右記長治元年四月八日）*全二二例

○明後日非時辰時可令進上之由（京都大学所藏兵範記仁平二年三

月卷裏文書平安院政期) *全二例

○不穩便候事敷、件行口(啓力)明後日云云(陽明文庫所藏兵範記仁安二年一〇・一一月卷裏文書保元三年二月八日)

○明後日八省千口御説経(御堂闕白記寛仁元年六月一四日) *全三六例

〔80 明々年〕

○明年・明々年は一命期也(小右記長和四年二月五日) *全二例

〔81 御息所〕

○只今、伊勢御息所ノ許ニ行テ(今昔物語集④ 401) *全九例

○今夜院御息所火葬云々(小右記万寿二年七月一日) *全四〇例
○為東宮御息所、其廊前五間引平幔(御堂闕白記寛仁二年一〇月二二日)

〔82 神今食〕(統日本紀(文徳実録)三代実録(延喜式)左経記(観智院本名義抄

○自今日、神今食散斎如例(玉葉建久二年二月一日) *全六六例

○今月已以神今食也(後二條師通記)寛治七年六月五日) *全二四例
○神今食依如此之事停止之例殊無所見(小右記)万寿四年二月九日) *全五〇例

○過神今食之後可申左右者、其次仰云(中右記康和五年二月一日) *全三七例

○神今食申可参左兵衛督(実成)由(御堂闕白記長和四年二月

一日) *全二三例

○造酒司注進來十一日神今食并月次用途料能米拾斛事右(書陵部所藏壬生家古文書久寿二年二月七日)

〔83 時々見〕

○雖有天雲、日輪時々見(御堂闕白記長和二年二月一日)

〔84 兒女子〕

○仍聊可修小善、此事非尋常之儀、兒女子等之所云也、然而事功徳也(玉葉建久四年二月五日) *全三三例
○度々良資所避申如兒女子(小右記)万寿四年五月二日) *全二四例

〔85 勝他心〕

○第三住勝他心為勝人說法等也(岩清水文書(年月日未詳))

〔86 指佞草〕

〔87 无所詮〕(正法眼藏隨闕記

○而此条不申是非、只為鎮乱、申可有改元敷之由之条、大無所詮、仍注其旨言上、定乖時議敷(玉葉寿永二年閏一〇月一日) *全二二例

例

〔88 序破急〕

〔89 心々興々〕

「90 死生不知」(古今著聞集)

「91 衆議不同」

(○衆議不同之間(猪隈関白記承元二年閏四月二七日))

「92 次第不同」

○大臣云、雖次第不同、隨便可任敷云々(玉葉建久四年正月二七日)*全二例

○次第不同(大徳寺文書²¹⁵⁸久安六年四月八日)

○兼、已上次第不同、聞書也(中右記嘉保元年六月一三日)*全七例

「93 支度相違」

○正月六日前使到来、旁支度相違(半井家本『医心方』紙背文書、大治五年力正月三〇日)

○御支度相違不候之条、殊悦申候者也(石清水文書²¹⁵⁴永曆元年一〇月一九日)

○尤可宜敷云々者、此事支度相違、凡不得其意(玉葉安元三年六月二四日)*全二例

○及深更婦家、人々有支度相違氣(中右記長治元年四月一八日)*全二例

○爱任人等依支度相違所濟申之(東大寺文書¹²¹²²保元三年九月一一日)

「94 上求下化」(顯戒論)(往生要集)(感迷苑心集)

○無智無行、非修非学、唯凝上求下化之懇志(高野山文書又統宝簡集、寿永二年一〇月二二日)

○且又為弟子上求下化弘誓大願志也(東寺百合文書治曆二年七月六日)

「95 自讚毀他」(法華秀句)

「96 自行化他」(大日本國法華經驗記)(真如觀)(日蓮遺文)

○就中自行化他、苦勞歳久、思吾生期(根来要書下天養二年三月二八日)

「97 師資相承」(観心寺文書)(三代格)(正法眼蔵)

○爱静雅師資相承、年来領掌(内閣文庫所蔵伊賀国古文書永治二年一月一三日)

○仍為忠覚師資相承处也(石清水文書⁶⁰⁷²康平五年二月)*全九例

○右、件田者、僧願善之師資相承之所領也(額安寺文書応保二年二月三〇日)

○任券契并師資相承領知理(河上山古文書永久二年三月一一日)*全二例

○件山寺并坊舍所從等者、全眷師資相承之处也(京都大学所蔵文書康和三年五月)*全二例

○仍為忠覚師資相承处也(古文書集七康平五年二月)

○師資相承シテ外道ノ法ヲ信ジテ其ノ法ヲ習ヘリ（今昔物語集① 487）

○頼昭謹檢案内、件院師資相承令執行之間（三宝院文書五一、康和二年四月二五日）

○仍師資相承執行寺務、非彼門徒豈誰人乎（書写山田教寺旧記（大日本史料2編6冊p.657）寛弘七年9月10日）

○師資相承之所領（成實堂所藏大乘院文書、天治二年二月二日）* 全二例

○右件寺別当者、師資相承任讓狀所任來也（醍醐寺文書、保元元年五月一九日）* 全六例

○相兼此三事之徒師資相承可□□□而ム寺院之中（『朝野群載抄』所収文書、永久二年二月二日）

○件寺事師資相承所知來也（東寺觀智院文書、承暦二年七月一〇日）* 全三例

○右件領田者、師資相承敢無他妨（東大寺文書、S-71、長寛元年二月三日）* 全四例

○右、件領田者、師資相承、敢無他妨（内閣文庫所藏大和国古文書、長寛元年二月三日）

「98 子々孫々」〔続日本紀〕

○子々孫々、萬年（之）慶（ヒタル）者（ナリ）也（大慈恩寺三藏法師傳卷九 450）

○及子々孫々不可令致妨之由、作書置（東大寺文書、11-102、治承二年

六月二〇日）* 全二例

「99 生天得果」

「100 酒不乱胸」

「101 乳狗莖虎」

「102 衆大吠聲」

「103 馴不及舌」

「104 士知己死」

「105 食為人天」

「106 非成業」〔江家次第〕

○法成寺堅義、法相宗分、前長者非成業之者、賜請云々（玉葉治承三年十一月二七日）* 全九例

○件詩非成業之人、不知此案内（小右記、寛仁二年一〇月二九日）

○次第聽衆一人、（非成業者）宣旨聽衆二三人（中右記、承徳二年九月二四日）

○若功勞共均時、論成業非成業（本朝文粹卷六・奏狀中 159-9）* 全四例

「107 非學生」

○為非學生之者、誠不專業之由（新訂增補国史大系（政事要略卷九 五））

「108 非參議」〔公卿補任〕（九曆）（源氏）

○非參識大弁先不着横切座(玉葉寿永元年一月七日)*全二〇例

○八省卿非參識之所不補也(後二條師通記/永長元年一月二二日)*全二例

○非參識四位以下造作一町舍宅事(小右記長元三年六月二八日)*全三二例

○弁・少納言北面、但非參識大弁頗絶席(中右記嘉保二年二月一日)*全六例

○非參識之四位中、文時已為第一也(本朝文粹卷六・奏狀中153-19)

○外座着中宮大夫、非參識大弁說孝着横座(御堂閔白記寛弘六年二月二十九日)*全六例

○非格勳

○亦非格勳者、雖然扶宣与光武謂其理非光武可宜欵(小右記長元二年閏二月二十五日)

○非常人(三代実録)

○何者既称非常人之官名(新訂增補国史大系(政事要略卷三十)、仁和四年六月五日)*全四例

○昭陽殿(平家)

○千寔錦

○尺有所短(世俗諺文)

○尺有所短(世俗諺文)

○善知識(書家文章(観智院本三三三繪)(念仏大意(平家)日蓮遺文)

○今日、初召前、問重家入道臨終之間事、仏敎聖人、顯真僧都等、

為善知識云々(玉葉治承五年閏二月二日)*全七例

○汝、我が為メニ生々世々ノ善知識也(今昔物語集① 85-11)*全二例

○深法界ニ入(リ)テ善知識(ヲ)求ム(大慈恩寺三藏法師傳卷七 29)

○必被加施善知識大因縁(書写山円教寺旧記(大日本史料2編 5冊 p.568)寛弘二年二月十五日)

○互為善知識可訪後世也(長福寺文書治承元年二月)

○於諸国勸進、以善知識之力、教教堂舍如本奉建立(東寺百合文書延久四年一〇月二八日)*全二例

○于今善知識ニおもふき不候哉(東大寺文書 6-358嘉応二年九月二九日)

○九ニハ善知識ニアヒ十二ハ臨終之惡念ヲトメ(宝物集 24ウ)

○イカニイハムヤ、阿彌陀佛、観音、勢至ノ善知識トナリ給ハム

許リ、タノモシキ事ヤハ候ヘキ(法華百座聞書抄ウ 39)*全四例

○願我與善知識、共奉造釋迦尊之形像、演暢所說之經典、令衆生

得見佛聞法之便(本朝文粹卷一三・願文上 410-11)

○願我與善知識、共奉造釋迦尊之形像、演暢所說之經典、令衆生

得見佛聞法之便(本朝文粹卷一三・願文上 410-11)

○願我與善知識、共奉造釋迦尊之形像、演暢所說之經典、令衆生

得見佛聞法之便(本朝文粹卷一三・願文上 410-11)

○願我與善知識、共奉造釋迦尊之形像、演暢所說之經典、令衆生

得見佛聞法之便(本朝文粹卷一三・願文上 410-11)

〔116 先祖相傳〕

○件所領者、信明先祖相傳所領也（入来院文書 寿永二年八月八日）

*全七例

○抑件庄者、是治部卿通俊卿先祖相傳所領也（石清水文書 1-331/

元永元年二月二十八日）*全三例

○此レハ先祖相傳ノ良家ノ子孫也（今昔物語集④ 9-12）

○件寺別当、或号先祖相傳、或称師資相承（醍醐寺文書 2-334 康

治二年六月一日）

○右件領家分者、満俊先祖相傳之处也（大徳寺文書 3-88 承安二

年三月一日）*全三例

○右、件田島等、依為主丸先祖相傳私領（台明寺文書 応保二年四

月二日）*全一例

○右件庄者、盛相先祖相傳之私領也（東寺百合文書 4-10 建久九

年八月二六日）*全二例

○右件田、僧念慶先祖相傳領地也（東大寺文書別集 1-94 保延式年

一一月二日）*全五六例

〔117 清淨潔白〕

○觀性法橋自今日永以籠居、始清淨潔白之念誦、大日五字真言也（玉

葉文治元年九月二日）

〔118 取蛇尾〕

〔119 水旱不損〕

（○扱取百姓口分及乗田水旱不損之田（新訂増補国史大系類聚三 代格卷一五弘仁一四年二月二日））

〔注〕

1 現在最もよく使用されている三卷本『色葉字類抄』の索引である中田・峰岸（1964）においては、付訓の無い項目は原則として索引に載せておらず、したがって付訓の無い長疊字語彙（六八語）を検索できないという状況がある。このため、現代の辞書や他の分野の研究にこれらの長疊字の存在が反映されないことが少なくなく、古辞書の利用という点から考えれば不十分であると言えよう。

2 本稿では、疊字部中の漢字三字以上から成る熟語を全て「長疊字」として扱う。字類抄編纂者が「長疊字」として音読語・訓読語末尾に配置しなかったものの中でこれに該当する語も含まれるが、そもそもその分類・配置が不十分であることが予想されるために、形式的な条件の下に抽出を行った次第である。山田（1928）一頁には「長疊字（姑射山、一字千金ノ如ク三字以上ノ疊字ライヘリ）」とあるが、これ以上の記述は無い。

3 前田青徳会尊経閣文庫編（1996）「色葉字類抄一 三卷本」（尊経閣善本影印集成 18 八木書店）

4 中田・峰岸（1977）

5 前田本の存する範囲の長疊字を黒川本と比較し、両本の差異を確認したところ、見出し語の有無は完全に一致しており過不足は無

かった。ただし、漢字字体、仮名遣い、声点の有無、傍訓の有無、改行位置、注文位置等に差が認められることは、二字熟語の場合と同様である。

6 前田青徳会尊経閣文庫編(2000)『色葉字類抄二 二巻本』(尊経閣善本影印集成19 八木書店)

7 ただし、「音末」「訓末」とした語の後に若干の二字熟語が存在する場合がある。これは、後の加筆や誤写の可能性を考慮し、実質的な末尾と判断したものである。

- 8 1 有若亡【上・入軽濁・平濁】
- 7 反魂香【上・平・去】
- 13 長秋宮【平・平・平】
- 14 長大息【平・去・入】
- 25 邯鄲歩【平・平・去】
- 74 造次顛佈【去・平・平・平濁】
- 75 糟糠妻不垂堂【糟糠↓去・上】
- 76 牛馬走【平・上・上】
- 101 乳狗莖虎【乳狗↓去濁・上】
- 106 非成業【去・上・入濁】
- 107 非学生【去・入濁・上】
- 108 非参議【去・平・平濁】
- 111 昭陽殿【平・平・去】
- 112 千菓錦【×・上・平】
- 117 清淨潔白【平・去濁・入・入】

9 黒川本・ケ篇に見える「檢非違使」(中10ウ)の項目は、次「官職」の部に配置されるべきところが誤って書写され紛れたものであることが明らかであるため、一覽から除いた。「檢非違使」は、二巻本『色葉字類抄』、二巻本『世俗字類抄』では「官職」部に収録されている。

10 「自今以後」の語が、三巻本への改訂過程で削減されたものか、三巻本編纂以後に独自に加えられたものかは不明。

11 参考までに、『色葉字類抄』の異本であり、二巻本『色葉字類抄』と同時期に成立したとされる二巻本『世俗字類抄』(三宅ちぐさ(1966))中の長量字を挙げる。二巻本『色葉字類抄』と完全に一致するわけではないものの、三巻本『色葉字類抄』との語数の差は明らかである。

〔『世俗字類抄』独自の語句に*を付した。〕

- イ 有若亡・一字千金・一人當千・自今以後
- ハ 傍若無人・芭蕉馬*・万死一生
- ニ 人非人
- リ 理不盡
- ワ 和光同塵・王事靡盬
- カ 甲斐无・訶利帝*
- ヨ 与同罪
- ツ 伏手而
- ウ 憂惱通有驗*
- ケ 賢不肖

フ 不足言・不中用・不可思議

コ 心着無

エ 不可勝

メ 無景行*

シ 序破急

12 これに関連して、長疊字全体の特徴として、二字熟語に比して声点や完全付訓を持つ語の少ないことも指摘できる。成句等の訓読を含む語句については理解できる現象であるものの、全体としてはなお実用性の低い語彙群として軽視されていた感を否めない。

13 川瀬 (1955) 三三五頁、峰岸 (1977) 解説) 五四頁。

14 例えばカ篇中「24賢不肖」「25邯鄲歩」「26強縁近習」の語の後に両合部語彙として「合別」等の三語が在るが、本来ならば両合部語彙は長疊字の前に位置すべきものである。詳細は峰岸 (1977) 解説) の四二頁以降を参照。

15 峰岸 (1977) 解説) に、音説の熟語にのみ長疊字の名称を与えているかのごとき記述があるが(四二頁)、実際には、ツ訓末「38荒世和世^{ツ、シヨロ}世^{シヨロ}積(長疊字)」のような注が在るため、本稿では訓読の熟語も排除しなかった。ただし、上の例は黒川本のみに存するため、注の信憑性に疑問は残る。

16 なお、長疊字の語数について、峰岸 (1977) 解説) は九一語、三宅 (1998) 解説) は九〇語と計数されているが、長疊字認定方法の詳細は明らかでない。

17 動植物名や官職名等。

【参考文献】

○山田孝雄 (1926) 「色葉字類抄攷略」(西東書房)

○川瀬一馬 (1955) 「古辭書の研究」(大日本雄辯會講談社)

○中田祝夫・峰岸明編 (1964) 「色葉字類抄研究並びに索引」(風間書房)

○中田祝夫・峰岸明編 (1977) 「色葉字類抄研究並びに総合索引 黒川本・影印篇」(風間書房)

○三宅ちづさ (1998) 「天理大学附属天理図書館蔵 世俗字類抄影印ならびに研究・索引」(翰林書房)

○「日本国語大辞典(第二版)」(小学館)

○「雲州往来」

三保忠夫・三保サト子編 (1997) 「雲州往来 享禄本 研究と総索引」(和泉書院)

三保忠夫・三保サト子編 (1997) 「雲州往来 享禄本 本文編」(和泉書院)

三保忠夫・三保サト子編 (1997) 「雲州往来 享禄本 本文編」(和泉書院)

三保忠夫・三保サト子編 (1997) 「雲州往来 享禄本 本文編」(和泉書院)

【大鏡】

秋葉安太郎 (1968) 「大鏡の研究 訂補版」(桜楓社)

【和泉往来】

築島裕編 (2004) 「高野山西南院藏本和泉往来總索引」(汲古書院)

【玉葉】

福田豊彦監修 (1999) 「吾妻鏡・玉葉データベース」[CD-ROM]:

新訂増補国史大系本 (吉川弘文館)

【高山寺本古往來】

高山寺典籍文書綜合調査團編(1972)「高山寺本古往來表白集」(東京大學出版會)

【興福寺本大慈恩寺三藏法師傳古點】

築島裕(1965-1967)「興福寺本大慈恩寺三藏法師傳古點の国語学的研究」(東京大學出版會)

桑山正進・高田時雄編(2000)「大唐大慈恩寺三藏法師傳」(松香堂)

【今昔物語集】

新日本古典文学大系別巻(2001)「今昔物語集索引」(岩波書店)
新日本古典文学大系 33-37(1993-1999)「今昔物語集」(岩波書店)

【世俗諺文】

天理図書館善本叢書和書之部編集委員会編57(1984)「平安詩文殘篇」(八木書店)

【朝野群載】

新訂増補國史大系第29巻上(1938)「朝野群載」(吉川弘文館)
木本好信 [ほか] 編(1982)「朝野群載総索引」(国書刊行会)

【白氏文集天永四年点】

太田次男・小林芳規(1982)「神田本白氏文集の研究」(勉誠社)

【宝物集】

月本直子・月本雅幸編(1993)「宮内廳書陵部藏本寶物集總索引」(汲古書院)

【法華百座聞書抄】

小林芳規編(1975)「法華百座聞書抄総索引」(武蔵野書院)

【本朝無題詩】*「全注釈」の番号を使用

本間洋一注釈(1992-1994)「本朝無題詩全注釈」(新典社)

久保田淳代表(1994)『本朝無題詩』の諸本の研究

【本朝文粹】*新日本古典文学大系の文書番号を使用

柿村重松註(1922)「本朝文粹註釋」(内外出版)

身延山久遠寺編(1980)「重要文化財 本朝文粹」(汲古書院)

新日本古典文学大系 27(1992)「本朝文粹」(岩波書店)

藤井俊博編(1997)「本朝文粹漢字索引」(おうふう)

【本朝麗藻】

柳澤良一編(1993)「本朝麗藻総索引」(勉誠社)

【入来院文書】【石清水文書】【醍醐寺文書】【大徳寺文書】

【台明寺文書】【東寺百合文書】【東大寺文書】

東京大学史料編纂所古文書フルテキストデータベース

【後二條師通記】【小右記】【中右記】【御堂関白記】

東京大学史料編纂所古記録フルテキストデータベース

【その他の文書・記録等】

東京大学史料編纂所平安遺文フルテキストデータベース

(ふじもと あかり 大学院人文社会系研究科 博士課程一

年)